

知って得する! 法律コラム



弁護士 根来真一郎

万が一に備える! 労働災害について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

皆様はじめまして。よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。「知って得する! 法律コラム」の6回目は、労働災害のお話をさせていただきたいと思えます。万が一にも労働災害が発生してしまった場合、会社にはどのような影響があるのでしょうか。

1 そもそも労働災害とは?

労働災害とは、業務上または通勤途上の出来事により、労働者が負傷・疾病・障害・死亡することをいい、「業務災害」と「通勤災害」に大きく分けることができます。

「業務災害」とは、業務が原因となって発生した事故による負傷等のことです。「業務災害」として認められるには、「業務起因性」や「業務遂行性」という条件を満たす必要があります。例えば、工事現場で作業中に、高所から落ちて怪我をしてしまった場合等には、業務災害として扱われます。

「通勤災害」とは、労働者の通勤に伴う負傷等のことです。合理的な経路・方法により通勤をする途中における事故であることが必要となります。例えば、通勤中に交通事故に遭った場合には、通勤災害として扱われます。

2 労働災害の発生状況

作業中のちょっとした不注意が大きな事故につながってしまうことも少なくありませんし、自身が細心の注意を払っていても他の人が原因で災害に巻き込まれてしまうこともあります。労働災害について、「過去にも事故が発生したことがないので大丈夫だろう」と考えることはできません。

厚生労働省が令和3年4月30日に発表した資料によると、令和2年1月から12月の労働災害による死亡者数は802人、休業4日以上死傷者は13万1156人となっています。

3 労災保険とは?

労働災害にあってしまった場合、「労災保険」の給付を受けることとなります。「労災保険」とは労働者災害補償保険法に基づく社会保険の制度で、労働者や家族の生活を補償するための給付が行われます。

給付される主要な保険給付は

- ①治療費等の肩代わりとして支払われるもの(療養補償)
- ②休業により支給されない給料の一部補償(休業補償)
- ③後遺症が残ってしまった場合の補償(障害補償)

④亡くなってしまった場合の遺族への補償(遺族補償)

等です。その他、葬祭料、傷病補償年金、介護保障給付等も給付されます。財源は、事業主が負担する労災保険料です。

4 労災保険があるから大丈夫?

労災保険での補償はあくまでも損害の一部のみであって、例えば慰謝料は労災保険では補償されません。労働災害が発生したことについて会社に落ち度がある場合、会社が民事の損害賠償請求をされるリスクがあります。結果の重大性等によっては、数千万円から1億円を超えるような損害賠償が認められることも珍しくありません。そのため、労災では賄われない損害をカバーするために、労災上乗せ保険等に加入し、万が一の労災事故に備えることが重要です。

5 労災事故が発生してしまったら

労災事故が発生してしまったら、会社はどのように対応すればいいのでしょうか。

(1) まずは被災労働者の救助・治療

労災事故は突然発生します。労災事故が起きた場合に、まず何よりも優先してすべきは、被害を被った労働者(被災労働者)の救助・治療です。

(2) 労働災害の事実関係を把握して記録化

被災労働者の救助・治療と並行して、労働災害の事実関係を把握して記録化を行います。関係者・目撃者への事情聴取、事故現場の状況の写真・動画撮影等が考えられます。

(3) 各種届出

その後、各種届出を行うこととなります。

療養補償や休業補償等の各種給付請求書について労働基準監督署長に提出します。また、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

6 最後に

労災事故は突然発生してしまいます。労災事故が発生すると、問題の解決に注力せざるを得なくなります。そのため何も問題が起こっていないときこそ、労災事故が万が一発生した場合の準備が整っているか確認しておきましょう。また、適切な初動対応ができなかったため、裁判に発展してしまった、というケースも珍しくないため、お困りの際は、一度弁護士に相談されることをお勧めいたします。